

足立区吹付アスベスト対策費助成のご案内

建築物等の安全性を確保するために、建築物の所有者が吹付アスベストの分析調査や吹付アスベストの除去、囲い込み等の工事を行う場合に、その費用の一部を助成します。

□助成対象となる条件は……

担当：環境部生活環境保全課公害規制係

Tel. 03-3880-5304（直通）

この助成を受けるには、下記の項目に該当する必要があります。

対象建築物	平成18年9月30日以前に建築された建築物または工作物（煙突など）
対象者	区内に対象建築物を所有する個人・団体（マンション管理組合を含む）・法人
対象工事等	成分分析および空気環境測定調査 ・アスベスト含有が疑われる吹付建材に対する成分分析調査 ・飛散の恐れのある吹付アスベストが使用されている箇所等を行う空気環境測定調査 ※いずれもアスベストの専門機関による調査に限ります。
	除去等工事 ・アスベストの除去、囲い込みまたは封じ込めの工事 ※いずれも除去等工事完了日から5年間継続的に使用される建築物に限ります。
その他	助成申請を行った年度内に調査または工事が完了し、区に完了の報告ができるもの

□助成金額は……

種類	助成率	限度額
成分分析調査および空気環境測定調査	対象調査費の100%	10万円
除去等工事	対象除去等工事費の50%	一戸建て住宅 50万円 共同住宅 200万円 上記以外 200万円

※消費税相当額は助成の対象になりません。また、助成金は千円未満の額を切り捨てて交付します。

□注意点

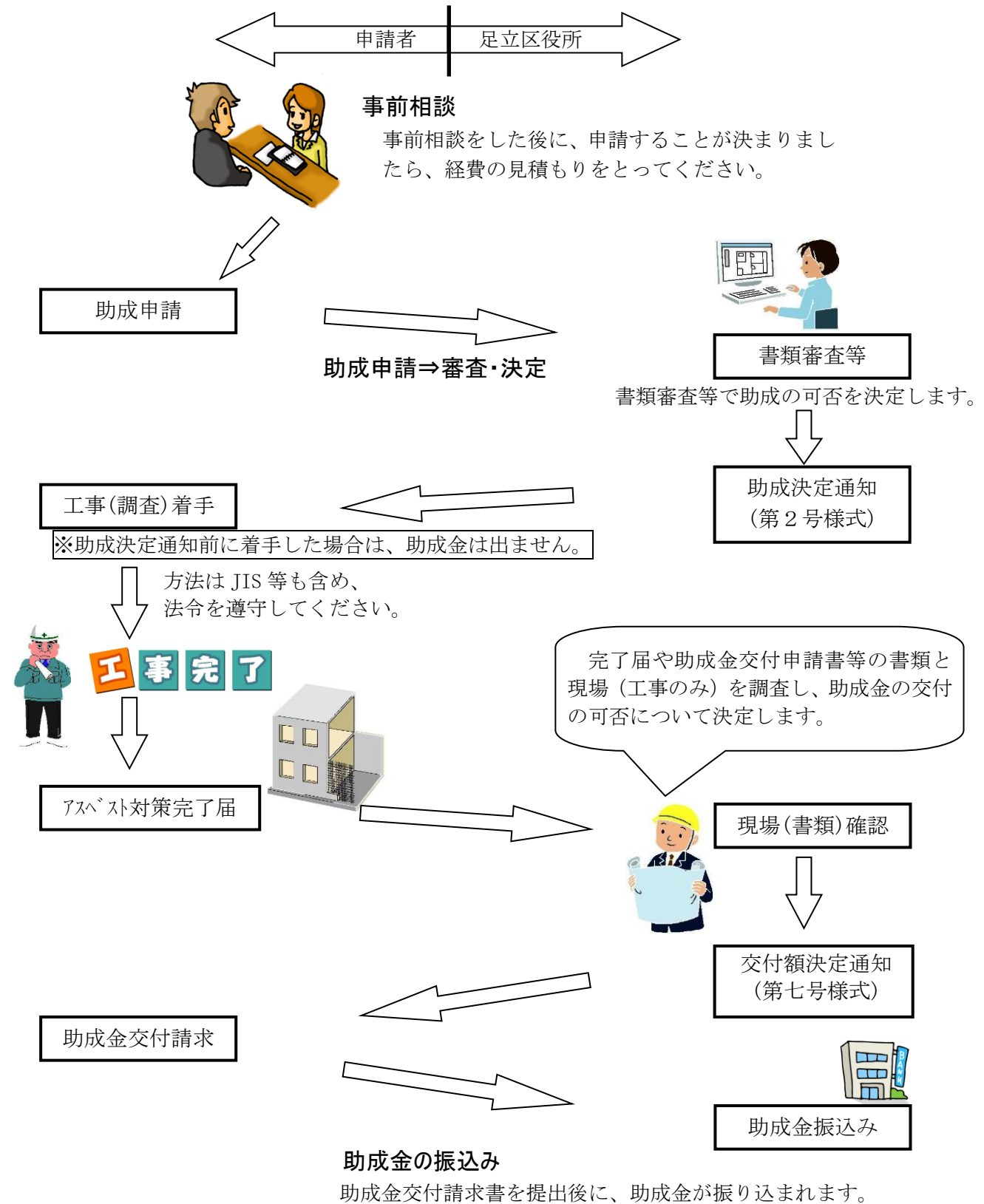
- ① 助成は対象建築物・工作物につき、1回を限度とします。
- ② 建物が区分所有されている場合は、区分所有者全員の同意が必要になります。
- ③ 除去等工事を分譲マンションなどの専有住戸のうち、1住戸のみなどに行う場合は、原則として、助成することはできません。
- ④ 石綿スレート板などの吹付建材でない物は助成の対象となりません。
- ⑤ 助成対象額には現況復旧（設備機器等の一時撤去復旧、耐火被覆の復旧）を含めることができますが、新設される照明・空調機器などには助成できません。また、仕上材の復旧や囲い込みに使用する材料が、一般的な材料（標準品）とならない場合も助成できません。
- ⑥ 助成を受けるには、調査または工事の前に申請が必要です。すでに調査などが終了しているものやすでに着手している場合は助成できません。

□助成金の申請から交付までの流れ

事前にご相談を……

調査や工事について計画がありましたら、前ページの問合せ先までご予約のうえ、ご来庁ください。

※ 事後の申請はできません。



* 各申請等に必要な書類は、別紙の「足立区アスベスト対策費助成」をご確認ください。